

社会福祉連携推進法人会計基準等の素案について

- 社会福祉連携推進法人の会計基準等について、第2回検討会において整理いただいた基本的な方針に基づき、事務局において素案を作成した。

【基本的な方針】

①会計基準の策定方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定めのない会計ルールについては、社会福祉法人会計基準を十分に斟酌する。また、地域医療連携推進法人会計基準も参考とする。

②会計基準の構成

社会福祉法に基づき会計基準を省令で定め、これを解説、補完する位置付けとして、局長通知、課長通知等を定める。

③会計の単位

法人全体を一つの会計単位とし、法人単位で計算書類等の作成を求める。また、「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」での議論を踏まえつつ、計算書類を補足する附属明細書の種類等を定める。

④計算書類等の種類

資金収支計算書の作成を求める。

○ 作成した素案の構成及び概要は次のとおり。

①社会福祉連携推進法人会計基準(省令)素案 資料3参照

構成は、総則、会計帳簿、計算関係書類、財産目録とする。

計算関係書類では、貸借対照表、損益計算書の区分、構成、様式、計算書類の注記事項等を定めるとともに、社会福祉連携推進業務の透明性を確保するため、損益計算書に内訳書を定める。また、社会福祉連携推進業務の詳細を示す附属明細書を定める。

財産目録では、財産目録の内容、区分等を定める。

②社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱い(局長通知)素案 資料4参照

会計基準を運用する上での取扱いとして、重要性の原則、社会福祉連携推進目的事業財産の会計区分、附属明細書の詳細、様式等を定める。

③社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項(課長通知)素案資料5参照

会計基準を運用する上での留意すべき事項を定めるとともに、勘定科目の説明を定める。

○ 素案について、想定される主な論点は以下のとおり。

- ・論点1 損益計算書の取扱い
- ・論点2 資金収支計算書の位置付け
- ・論点3 附属明細書の種類
- ・論点4 その他の論点

※上記素案①～③については、事務局案として作成したものであり、今後、法令上の審査過程において文言等の修正があり得る。

論点1 損益計算書の取扱い

- 社会福祉連携推進法人は、損益計算書の策定が義務となっているが、社会福祉法人など非営利法人の多くが作成するフロー情報は、企業会計の損益計算書の内容ではないことから、社会連携推進法人に適した損益計算書の内容を検討する必要があるのではないか。

(想定される方向性)

- ① 他の非営利法人と同様に、純資産の増減を表す内容とする
 - ・持分の無い非営利法人の業務活動の成果を表すフロー情報は、企業会計とは異なるとする視点
- ② 企業会計の損益計算書の内容とする
 - ・損益計算書という名称を使う以上は、企業会計原則を尊重する必要があるとする視点

素案での方向性

損益計算書の内容は、上記①として整理。

【理由】

- ・ 社会福祉連携法人会計基準は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第138条第2項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一社法」という。)第120条第1項及び第123条第1項に基づき、法律の委任を受けた厚生労働省令として策定するものである。従って、使用する用語については、法律の委任の範囲内での厳密な使用が求められる。
- ・ 一社法施行規則第32条において「損益計算書は、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適当な部又は項目に区分して表示しなければならない」とされ、当該法人の業務活動の実態に即して適切な区分を定めることとされている。
- ・ 非営利法人である社会福祉連携推進法人の業務活動の成果とは、企業のような利益ではなく、社会福祉連携推進業務活動の結果としての資産の増加及び負債の減少であるといえ、資産・負債の差額である純資産の増減となって表れることから、純資産の増減を表す内容とすることが適切である。

論点2 資金収支計算書の位置付け

- 第2回検討会において、社会福祉法人と同様に資金収支計算書の作成を求めることとしたところであるが、資金収支計算書は法律で作成が求められる書類でないため、その位置付けを明確にする必要があるのではないか。

(想定される方向性)

- ① 法律の規定に基づく附属明細書の一つとして位置付ける
・法律の根拠及び計算書類を補足する性質を重視する視点
- ② 計算書類、附属明細書との並びで実施省令として位置付ける
・非営利法人における予算管理、予算執行状況の報告などの重要性に着目する視点

素案での方向性

資金収支計算書の位置付けは、上記①として整理。

【理由】

- ・ 資金収支計算書は、貸借対照表の支払資金の増減に関する詳細な内容や法人の予算執行状況を確認でき、認定所轄庁による法人の資金管理や予算執行の監督に有用な情報となる。
- ・ 一方で、社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人のように補助金等の公費を主要財源とすることは想定されていない。
- ・ こうしたことを踏まえると、資金収支計算書自体は社会福祉連携推進法人に策定を義務付けるべきであるが、計算書類との並びではなく、資金収支計算書が提供する情報が貸借対照表を補足する性質であることに着目し、社会福祉法第138条第2項で準用する一社法第123条第2項で作成が義務付けられている附属明細書の一つとして位置付けることが適当である。
- ・ なお、附属明細書ではなく、計算書類との並びで策定を義務付けることは、法律の根拠がない実施省令による規定となることから、附属明細書とした場合に比べて、社会福祉連携推進法人に作成を義務付ける根拠が薄弱となる恐れがある。

論点3 附属明細書の種類

- 附属明細書は法律で作成が求められている書類であるが、種類が限定されていないことから、明確化する必要があるのではないか。

素案での 方向性

附属明細書の種類は、以下の4点として整理。

- 1 固定資産明細書（一社法施行規則第33条より）
- 2 引当金明細書（一社法施行規則第33条より）
- 3 資金収支明細書（論点2参照）
- 4 社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書

【理由】

附属明細書には、一社法施行規則で作成が求められる固定資産の明細及び引当金の明細に加え、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項の表示が求められるため、支払資金の増減に関する詳細な内容を把握するための資金収支明細書、社会福祉連携推進業務である貸付業務に係る明細書の作成が必要であると考えます。

【参考】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則
（附属明細書）

第33条 各事業年度に係る計算書類の附属明細書には、次に掲げる事項のほか、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- 一 重要な固定資産の明細
- 二 引当金の明細

【参考】主な非営利法人のフロー情報の位置付け等

		社会福祉法人	学校法人	公益法人	一般社団法人
名称	法律上の	収支計算書 社会福祉法第45条の27第2項	収支計算書 私学振興助成法第14条第1項	損益計算書 一社法第123条第2項	損益計算書 一社法第123条第2項
	会計基準上の名称	府省令 収支計算書の一部として資金収支計算書及び事業活動計算書と規定 社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第2号	府省令 収支計算書の一部として資金収支計算書及び事業活動収支計算書と規定 会計省令第4条第1号及び2号	— — —	— — —
	その他	—	—	フロー情報を正味財産増減計算書と規定 公益法人会計基準第3(公益認定委員会)	— — —
	事業活動計算書の範囲	・純資産のうち、繰越活動増減差額の増減を計算範囲としている	・純資産のうち、繰越収支差額の増減を計算範囲としている	・すべての純資産の増減を計算範囲としている	— — —
	資金収支計算書の位置付け	計算書類の一つ 社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第2号イ	計算書類の一つ 会計省令第4条第1号	法令、公益法人会計基準上は規定なし。 「公益法人会計における内部管理事項について」※において収支計算書として規定	— — —

※平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ

(論点4) その他の論点

- 社会福祉法人との比較、及び一般社団法人制度の特色を踏まえ、以下1～6について、会計上整理が必要ではないか。

素案での方向性

1. 計算書類

社会福祉連携推進業務ごとの活動状況を明らかにするため、損益計算書内訳表を計算書類として位置付ける。

2. 勘定科目

一般社団法人の勘定科目に関する詳細な規定がないことから、社会福祉連携推進法人が使用する勘定科目を新たに作成した。作成にあたり、社会福祉法人の勘定科目を基本としつつ、社会福祉事業を行うことができないこと等を踏まえ、利用者や補助金などに関連する科目は使用していない。

また、社会福祉連携推進業務のうち貸付業務に関する科目の追加を行っている。

3. 国庫補助金等の会計上の取扱い

社会福祉事業を行うことができず、社会福祉法人のように施設整備は原則想定されないことを踏まえ、社会福祉法人のような国庫補助金等特別積立金の会計処理を求めないこととしている。

4. 社会福祉連携推進業務における貸付業務

社会福祉連携推進業務貸付・借入に係る勘定科目を設けるとともに、貸付金増減や残高の内容を明らかにするため注記、附属明細書で補足している。

5. 基金・基本財産の会計上の取扱い

基金は返済義務のあるものであることから貸借対照表で独立科目を設ける一方、基本財産は計上義務がないことから貸借対照表の独立科目までは設けず定款で定めた場合に注記により開示を求めることとしている。

6. 社会福祉法人会計基準等への影響

社会福祉連携推進業務のうち貸付業務に関する規定(本部会計、勘定科目)に所要の改正を行うこととしている。詳細は資料6参照

【参考】社会福祉連携推進法人と社会福祉法人の比較

区分	社会福祉連携推進法人	社会福祉法人
業務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉連携推進業務(法第125条) <ol style="list-style-type: none"> ①地域福祉支援業務 ②災害時支援業務 ③経営支援業務 ④貸付業務 ⑤人材確保等業務 ⑥物資等供給業務 ・社会福祉連携推進業務以外の業務(法第132条第3項) <ul style="list-style-type: none"> 事業規模が法人全体の過半に満たないこと 連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと 社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと <p>※社会福祉事業は行うことができない(法第132条第4項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業(法第2条、第22条) ・公益事業(法第26条) ・収益事業(法第26条)
業務運営に係る財源	<ul style="list-style-type: none"> ・入会金 ・会費 ・業務委託費 ・寄附金 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する社会福祉事業等に係る公的収入(報酬、措置費、給付費等)及び利用者負担分の収入 ・業務委託費 ・寄附金
補助金	<p>事業 整備</p> <p>社会福祉事業を行うことができず、社会福祉法人のように施設整備は原則想定されない。 社会福祉事業を行うことができないため施設整備等の補助金は原則想定されない。</p>	<p>施設整備等は法人の事業にとって重要な位置付けにある</p> <p>特に第一種社会福祉事業は施設整備等のため多額の補助金を受ける。</p>
基金	<p>設置できる</p> <p>※社会福祉法人である社員は拠出できない</p>	<p>設置できない</p>
貸付	<p>実施できる</p>	<p>実施できない</p> <p>※連携推進法人の社員である社会福祉法人は、連携推進法人に対して貸し付けを行うことが可能</p>
基本財産	<p>任意</p>	<p>必須(法第25条)</p>

【参考】 関連条文

改正社会福祉法による読み替え後の一社法

第138条第2項で準用する一社法第120条第1項(読替後)

(会計帳簿の作成及び保存)

第120条 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

第138条第2項で準用する一社法第123条第1項及び第2項(読替後)

(計算書類等の作成及び保存)

第123条 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、社会福祉法第126条第1項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。